

仙台市震災復興基金の設置について

1 基本的な方針

- ・東日本大震災の復興に関する事業の推進を図るため、本市独自の基金として「仙台市震災復興基金（以下「復興基金」という。）」を設置することとし、平成 23 年第 4 回定例会に設置条例と、基金造成のための補正予算（100 億円の基金造成）を提案する。
- ・復興基金は、低金利時代に利子運用を前提とする原資積立は困難なため、取崩し型の基金として運用する。

2 復興基金の充当事業

- ・復興基金として充当する事業は、以下の本市独自事業とするが、具体的な事業や必要となる基金規模については、復興事業の主要な財源である東日本大震災復興交付金の対象事業の取扱いや、地方交付税により各県に造成される基金の取扱いが明確となっていないことから、平成 24 年第 1 回定例会において方向性を明らかにする。
 - (1) 震災復興計画の推進に資する事業（被災者生活再建支援事業、地域経済活性化事業等）
 - (2) 「杜の都・仙台絆寄付」の寄付目的に合致する事業
 - ① 甚大な被災者の暮らし再建
 - ② 被災した子供達の成長応援
 - ③ 被災高齢者・障害者の生活支援
 - ④ 被災中小企業活性化や雇用確保促進
 - ⑤ 文化・芸術や交流活動の拡大
 - ⑥ 東北の復興シンボルプロジェクト推進
 - ⑦ 新次元の防災・環境都市づくり

3 復興基金・絆寄付金の活用状況の公表

- ・復興基金や絆寄付金の活用状況については、毎年度、予算・決算の段階で集約し、ホームページや市政だよりなどで公表する。